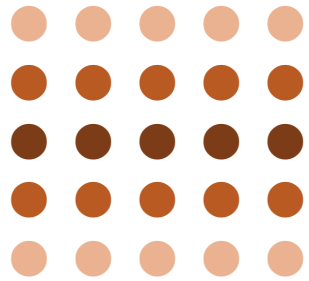


データから読む茅ヶ崎の現状

茅ヶ崎ジェンダー白書

2018



はじめに

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女(ジェンダー)平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取り組みとも連動しながら、「男女共同参画社会基本法」を1999年に制定しました。

茅ヶ崎市も個性が尊重され、多様な生き方が認められる男女平等のまちにすることを目指して、「ちがさき男女共同参画プラン」を2001年に策定し、女性も男性も平等に社会参加・参画できるように様々な取り組みを展開してきました。

一方、上記基本法やプランができた背景には、グローバル化の中で世界的な経済社会の大きな変動に直面した日本の状況が、従来の「男は仕事、女は家庭」という性別役割のしくみでは、少子超高齢社会を乗り切れない「日本社会の未来」の問題なのだと認識に立ったことがあります。

しかし男性が牽引してきた企業社会での男性の誇りと意識、またそれを支えてきた女性のライフコースは、かなり根強く残っていることもあり、女性が経済自立を担う社会制度への抜本的な改革は、曖昧なままで今日に至っています。

そして21世紀に入ってから急速な人口減少・超高齢社会は、歴史的な転換の渦中にあります。家族の変容、経済格差の拡大、子ども・高齢者の貧困等は、茅ヶ崎市も生活保護費の増加等で渦の中にいるという認識になります。

それらの喫緊の課題に、国も市も様々な角度で調査分析をしています。しかし、茅ヶ崎市においては、まだまだ調査の中にジェンダー統計を入れる視点が弱いのです。想定外のことを想定する時代の要請があるとも言える現在、市民ニーズや実態を把握するためには、ジェンダー統計を取ることが茅ヶ崎市の現状を可視化するのではないかと考えた私たちは茅ヶ崎市のデータをもとに「茅ヶ崎ジェンダー白書 2018」を作成しました。

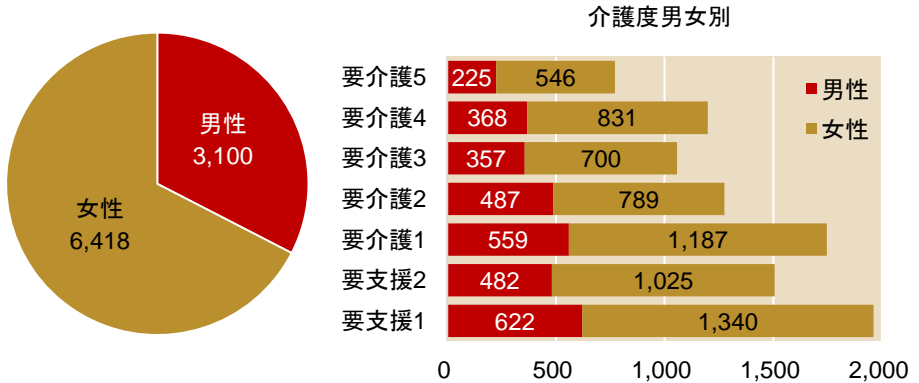
この小冊子が少しでも皆さまのお役に立てたならば望外の喜びです。

目次

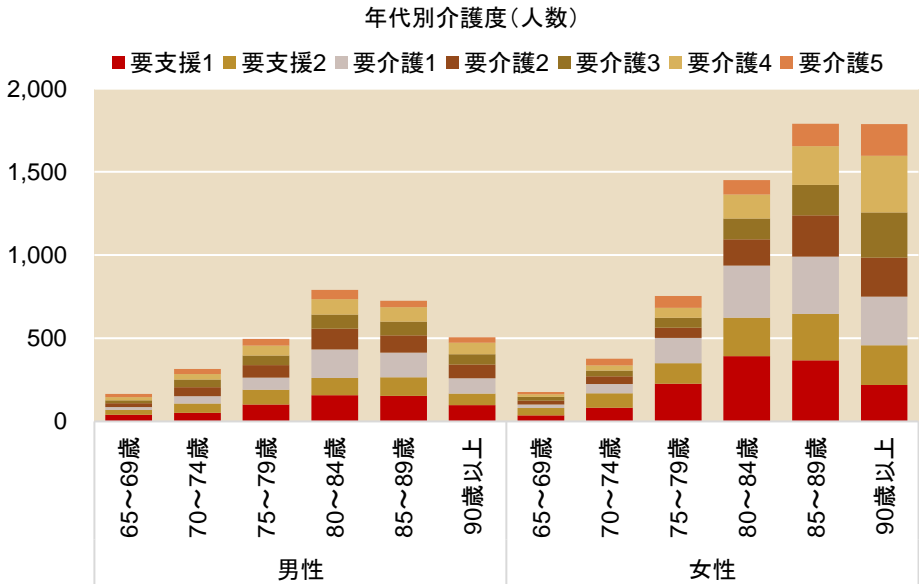
女性の寿命は長いが、介護認定の数も多い！	1
元気な茅ヶ崎の高齢者	2
介護の理想と現実	3
Column 介護の将来を憂える	4
高齢者(65歳以上)の虐待・受案件数	5
Column 「おひとりさま」と「孤独担当大臣」	6
生活保護世帯の状況 男女の違い	7
自立とは程遠い障がい者の就労	8
障がい者の昼間の過ごし方	9
Column まさか自分が…私も身体障がい者	10
Column 性のあり方は一人ひとり違う	11
茅ヶ崎市の高齢者の基礎データ	12
男女平等に関する国内外の法令等の概要	13
Column 日仏比較に見る家族	14
政策提案	15

■ 女性の寿命は長いが、介護認定の数も多い！

- 要介護等認定者数(2018年3月末現在、第1号・2号被保険者)
女性は男性の2倍の人数



- 男女別・年代別認定者数(第1号被保険者)



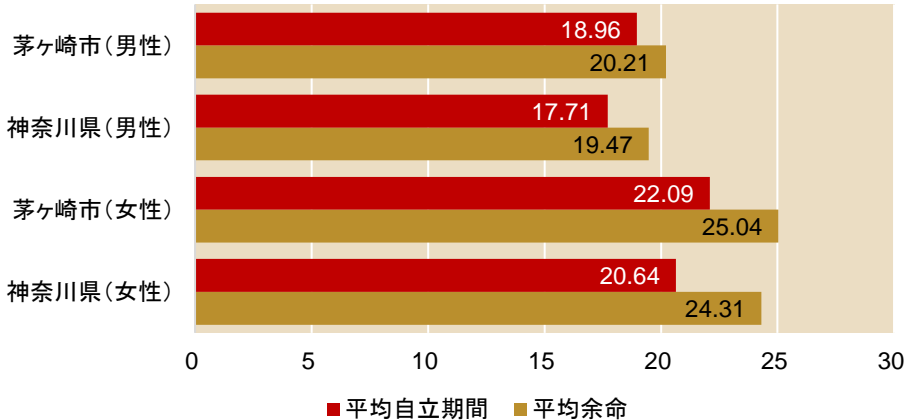
- 女性は年齢が上がるとともに認定者も増加、特に80歳以上で急増。
- 高齢になっても介護度が重くならないように早い段階から継続した予防介護の施策が必要。

■ 元気な茅ヶ崎の高齢者

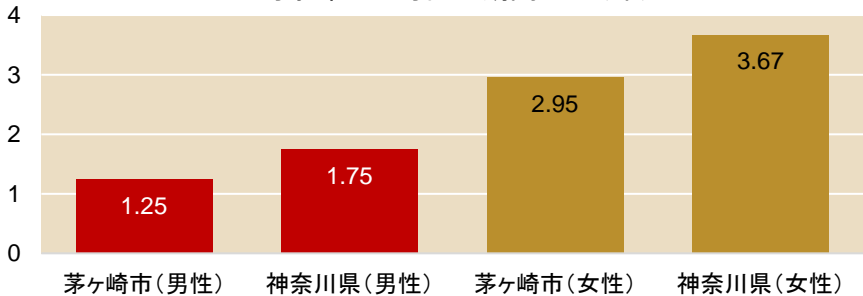
以下については、県作成の「平成 27 年 65 歳からの平均自立期間」を一部加工しています。

- 65 歳からの平均自立期間 健康でいられる期間は？
(健康の定義: 要介護 2~5 の認定を受けていない)
茅ヶ崎市の男性・女性ともに平均余命、平均自立期間は、県平均を上回る。
男女別・年代別認定者数(1号被保険者)

65歳からの平均余命と平均自立期間(年)



平均余命と平均自立期間の差(年)



- 茅ヶ崎市は県と比較して男性・女性とも平均余命と平均自立期間の差は少ない。女性は男性と比較して平均自立期間が長いものの平均余命との差も大きい。
- 男女の身体老化の差に対応した虚弱化対策の検討が必要である。
- また、身体が弱り介護認定を受けた場合は、いかに心豊かに終末期を過ごすことができるかという視点も重要である。

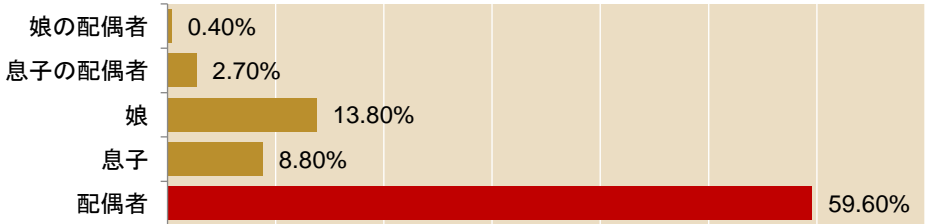
■ 介護の理想と現実

2017 発行 第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業に関する調査報告書より

1. 今、介護を受けていない人に聞きました。

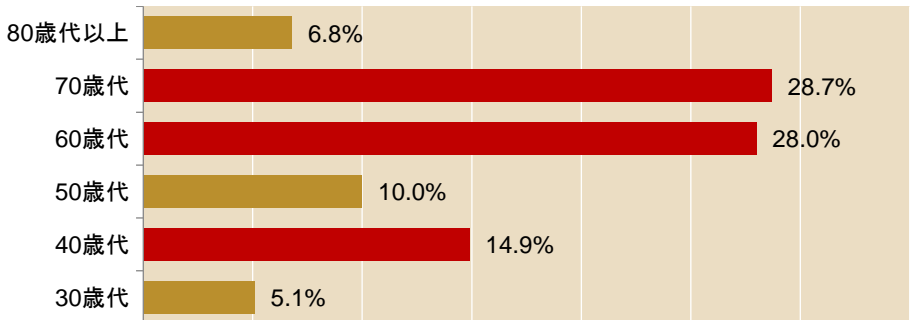
上記調査で、65歳以上で要支援・要介護認定者を除く有効回答数 2,565 人

① 将来は誰に介護してもらう予定ですか？



- 配偶者を予定している人が多い。
- 娘や息子を予定している人が少ないが、中でも、息子より娘を予定する割合が高い。

② その介護予定者の年齢は？

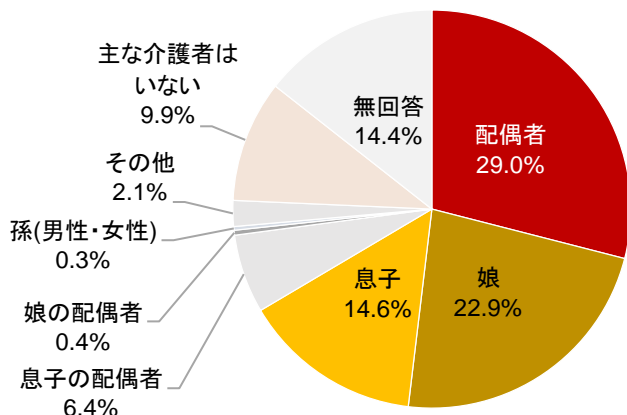


- 60歳代、70歳代の数値が高いことから、老々介護が予測される。
- 40歳代の数値が高いのは、その子どもが介護者として予想される。

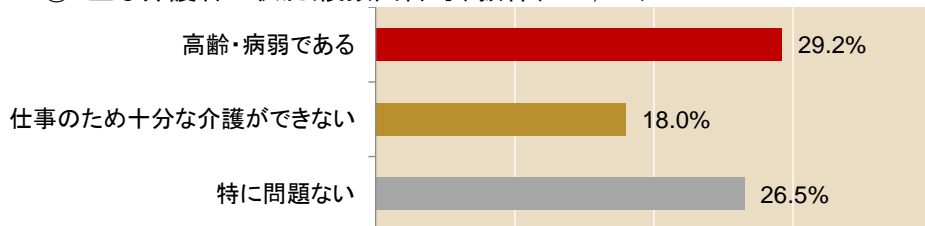
2. 現在、介護を受けている人の現状は？

上記調査で、在宅の要支援・要介護認定者 1782 人への調査

① 今、主に誰に介護されていますか？（ヘルパーなどの介護者を除いて）



② 主な介護者の状況(複数回答可、抜粋、n=1,349)



Column 介護の将来を憂える

老々介護の厳しい現実。高齢の配偶者同士の介護には限界がある。

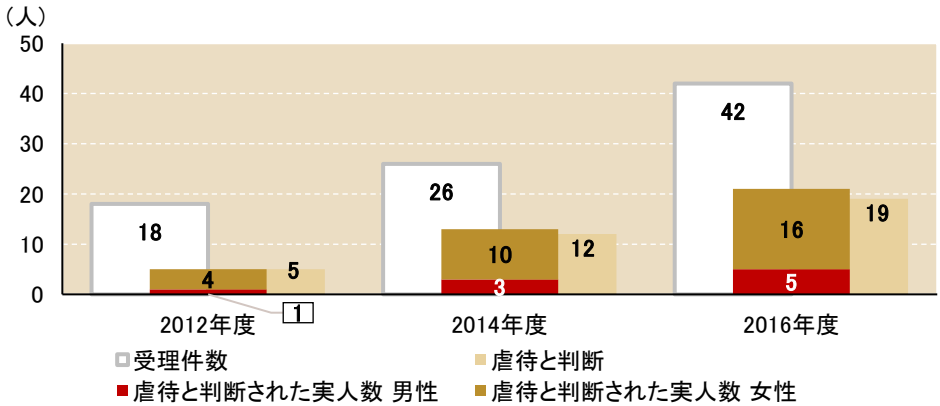
また、40 歳代の介護と仕事の両立は大変。介護離職も増加している。特に子育てしながら働く女性にとっては深刻な問題。

今回のデータには無いが、就学年齢の子どもが、親や祖父母の介護を担っているヤングケアラーの問題もある。

同居の息子や配偶者が介護に疲れ、虐待や事件になるケースが増えている。また、介護者がいない人も約 1 割おり、生涯未婚率が増加している現在、介護の本格的な社会的支援が喫緊の課題である。

Y.I.

■ 高齢者(65歳以上)の虐待・受案件数



※ 一人の被虐待者に重複して虐待が認められたので合計は人数と一致しない場合もある。

データ出所: 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づく対応状況等に関する調査より抜粋

- 虐待を受ける人(被虐待者)の 7 割以上は女性。虐待者は男性が女性の 3 倍以上、息子が最も多い。
- 身体的虐待、心理的虐待(威圧的な態度や無視や嫌がらせなど)、ネグレクト(介護の放棄)、経済的虐待(本人の合意なしに財産や金銭を使用)、性的虐待がある。
- 虐待がなぜおきたか背景を調べ、介護負担の軽減と介護に関する知識不足などには支援が必要。

Column 高齢者虐待の要因

幼少期の養育態度によっては、成人後も心理的、経済的に老親に依存状態が継続する場合がある。また、父母の強い支配(過干渉・抑圧)があった場合、長じて親子の力の逆転時、親への憎悪をうみやすいという報告も出ている。

英国政府は今年 1 月(2018)「孤独担当大臣」を置いたという。朝日新聞(7/18 付)の記事によると、成人の 5 人に 1 人が孤独を感じていて、孤独が長引けば健康への悪影響も心配される。年内に「対孤独戦略」を立案するという。

日本の 65 歳以上のうち、男性の 13%(約 129 万人)、女性の 21%(約 400 万人)が一人暮らし^{※1}。増加をもたらしたのは主に 50 代の男性(4 人のうち 1 人が未婚)と 80 代以上の女性である。一人暮らしの高齢者で、週に一度しか会話をしない割合は日本では 8.2%、スウェーデンは 3.3%、アメリカは 4.7%、ドイツは 5.8%で、日本はスウェーデンの 2 倍以上だ^{※2}。

日本のソーシャルキャピタル(社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念)の充実度ランクは 149 か国中 101 位で先進国では最低という^{※3}。

なぜ英国がこれまで民間主導だった孤独対策を国が指揮することになったかという、保守党の緊縮財政政策により福祉削減が進んだ結果と言われる。社会の受け止めはおおむね肯定的だというが、個人の内面に公権力が踏み入る危うさをはらむ。

さて我が国も若者のひきこもりや高齢者の一人暮らしが増加している。これは貧困化や孤独・孤立化と隣り合わせである。この課題を自己責任論で片づけず、行政と市民で知恵を絞っていきたく願う。

A.Y 

参考資料

※1. 2017 年版高齢白書

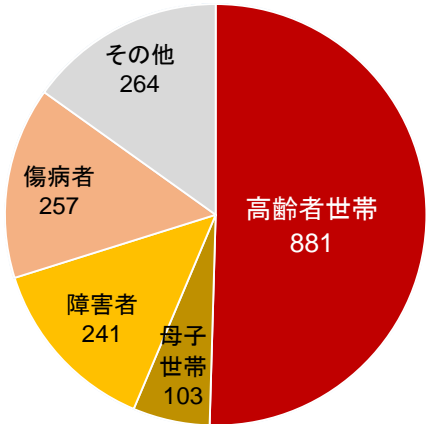
※2. 単身高齢世帯の生活と意識に関する国際比較調査 2016

※3. 英シンクタンク「レガタム研究所」2017

生活保護世帯の状況 男女の違い

茅ヶ崎の生活保護における高齢者の状況

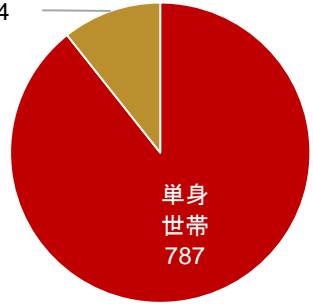
- 生活保護世帯の5割は高齢者世帯



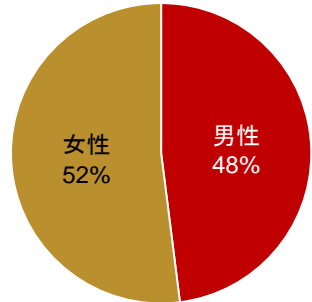
(2018年7月1日現在)

- 高齢者世帯の9割は単身世帯

二人以上世帯
94

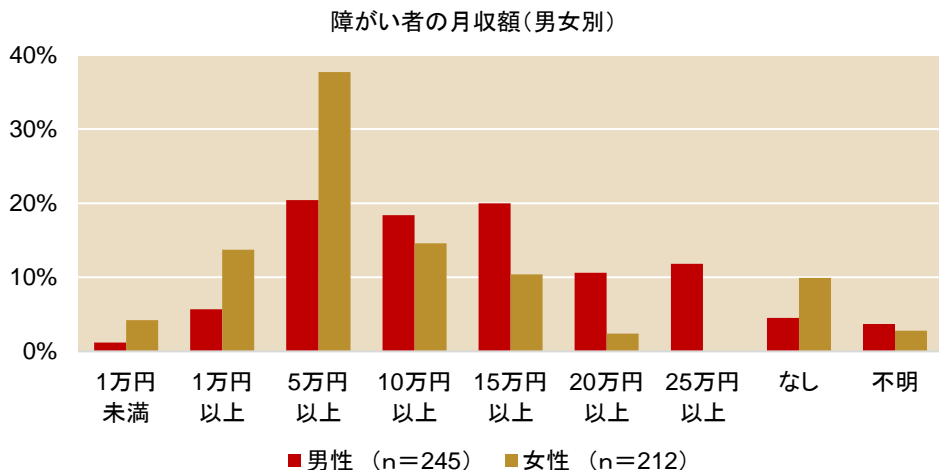


- 高齢者世帯男女比



- 生活保護受給世帯数は、少子高齢化や8050問題などの社会的背景により、景気の回復があっても横ばいで推移している。
- 高齢者世帯の男女比はほぼ半々であるが、65歳以上の人口構成と比較すると単身高齢女性の保護率は男性の約半分となり、保護を受ける手前のぎりぎりで生計を維持していることがうかがえる。
- 高齢単身世帯については、子供がいても生活費等の支援が困難な場合が多く、パートナーに先立たれ生活リズムを崩し、疾病や預貯金の減少などにより生活が立ち行かなくなり、相談、申請に至るケースが多くある。
- 生活状況については時代的背景等もあり、家事育児が主であった女性と、仕事に多くの時間を費やしてきた男性とでは、室内の整理整頓や食事の用意、定期的な通院といった点などに違いがみられる。

■ 自立とは程遠い障がい者の就労



- 障がい者も福祉を受ける立場から、就労して自立することを求められているが、求人を探し・マッチングさせ、面接までが非常に困難。
- 現在の障害者法定雇用率は民間企業 2.2%、国・地方公共団体 2.5%。
- 就労の状態にあっても、月収額は自立するには厳しいのが現状。

多様化する障がい種別

2017年4月1日現在

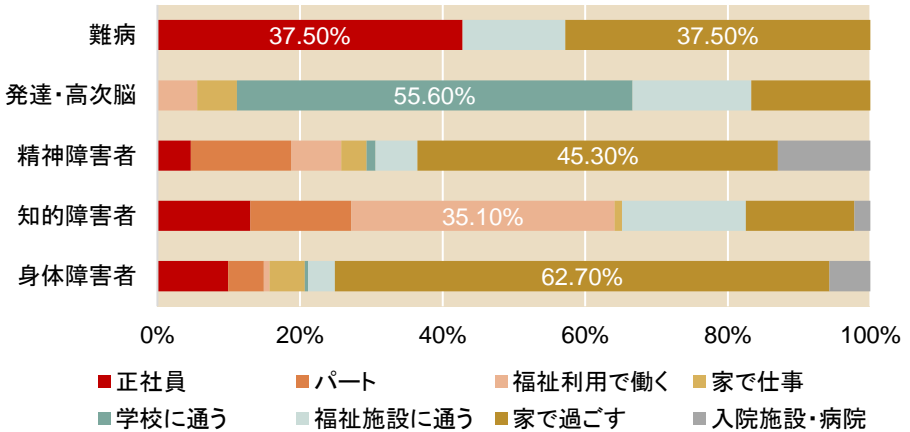
身体障がい者※1	5,921人	知的障がい者※2	1,386人
・視覚障がい	467人	精神障がい者※3	1,538人
・聴覚障がい	564人	難病※4	1,673人
・言語機能障がい	126人		
・内部障がい	2,062人		
・肢体不自由	4,285人		

※1 身体障がい者手帳保持者 ※2 療育手帳保持者 ※3 精神保健福祉手帳保持者、発達障がい含む ※4 特定疾患医療受給者証保持者

- 茅ヶ崎市の障がい者は1万518人。(総人口23万9,891人)
- 約23人に1人の割合(重複障害者含む)で、なお増加傾向にある。

■ 障がい者の昼間の過ごし方

1. 障がい別



- 就労する上で必要な支援は障害別で違うことを理解することが必要。
- 正社員どころか、精神障がいが理由で就労を受け入れないのが現状。

2. 男女別

	男性	女性
正社員	14.3%	1.4%
パート	9.0%	6.1%
福祉利用で働く	10.6%	7.5%
家で仕事	3.7%	3.3%
学校に通う	0.4%	0.9%
福祉施設に通う	9.0%	4.7%
家で過ごす	39.2%	60.8%
入院施設・病院	5.3%	6.1%

- 正社員で男女に大きな差。
- 能力に応じた適切な評価と支援計画が男女ともに必要。

まさか自分が…

私も身体障がい者 2 級、20 代後半からの中途障がい者です。

「なにが私におきたの?」「なぜわたしなの?」「足が上がらない!」
泣きつくしたあとに待っていたのは差別・偏見。ほんの一例です。

「あなたみたいな人はあっち」と並んでいる列が違うと指摘された。働かなくても「旦那に養ってもらえばいいじゃない」と。どちらも、ハローワークの職員に言われ耳を疑いました。障がいを持っていると、こんな扱いを受けるのはなぜでしょう? 女性であることで二重差別です。

障がいを持っていなければ、こういった事はないわけで、「普通はね…」という姿勢を、日常当たり前のように感じます。障害があることがまるで「いけないこと」であるかのようです。

個性を求める一方で、みんな一緒・同じを好む風土がある社会のなかで、障がいをもって働き、生きていくことは、難しく、壁を感じます。克服できる範囲内かどうか自問します。障害者・健常者と分けられる事への違和感があります。

「自分らしく生きたい」「なりたい自分になる」と思う気持ちは、障がいの有無に関係ないと思います。障がい者がいて当たり前の世の中になり、普通に働いている日常を願います。

昨今、話題となっている「障害者雇用水増し問題」、従業員 100 人以上の企業が法定雇用率に達しない場合、人数に応じて納付金が課せられ、算定が正しく行われているか訪問検査もあります。が、公的機関は罰則規定がありません。チェック体制から逃れるのではなく、本来の率先垂範すべき立場であることを、今一度律して積極的に取り組んでいく必要があるのです。チェックが厳しい民間企業も、法定雇用率に達していなければ、納付金を払えばいいというのでは悲しいです。

I.N 

●障害者の表記について

「障害」の害の字については、印象が悪く、人に対して害という字を使うべきでないとのことから「障がい」に変更した企業や団体もある。また「碍」の字は使用頻度が低く、国民理解が十分得られないため問題解決とならない。茅ヶ崎市では「障害」を使用。ここで記載する文言は障がい者とする。なお法律名はそのまま記載する。

性と聞いて何を思い浮かべますか？生物学的、医学的、心理学的など様々な観点から考えることのできる「性」。人間関係や健康にも大きく影響してきます。

SOGI という言葉があります。Sexual Orientation(性的指向)と Gender Identity(性自認)の頭文字を取り、性について語る時によく使用されます。


性的指向とは、恋愛や性的関心の対象がどの性別に向かっているかを表しています。異性に魅力を感じる人が多数かもしれませんが、愛情を感じる人が異性とは限りません。誰のどんなところに魅力を感じるのかは人それぞれですし、気持ちの向かい方は一人ひとり違います。気持ちが定まらないで揺れ動いたり、そもそも恋愛感情や性的関心が誰にも向かわない人もいます。

性自認とは、自分の性別をどう捉えるかということです。出生時に診断された身体的性別が、本人の認識や自覚と一致する人が多数を占めますが、そのような人ばかりではありません。性自認が一致しない人に限らず、「女だから」「男だから」という括りに違和感や、抵抗を感じる人もいます。

性別について、働く上で賃金格差があったり、家事や育児・介護を特定の性別の人だけがすると決め付けられたりしたら、それは不平等にも繋がります。そこで無理をして心身や人間関係に支障が生じてしまうのは残念なことですし、人生に大きな影響を残すこともあり得ます。

性に関することは、すべての人に関わってきます。自分の性をどう捉えるか、どう表現したいか、どう生きたいか、それは一人ひとりが考えて決めることです。そしてそれが尊重される社会であるべきです。

多様な人が存在するという意識のもとで、このジェンダー白書を見てください。そして、一人でも多くの方が、苦しさや憤りを感じないで生きていける一助となるよう、役立ててほしいと思います。

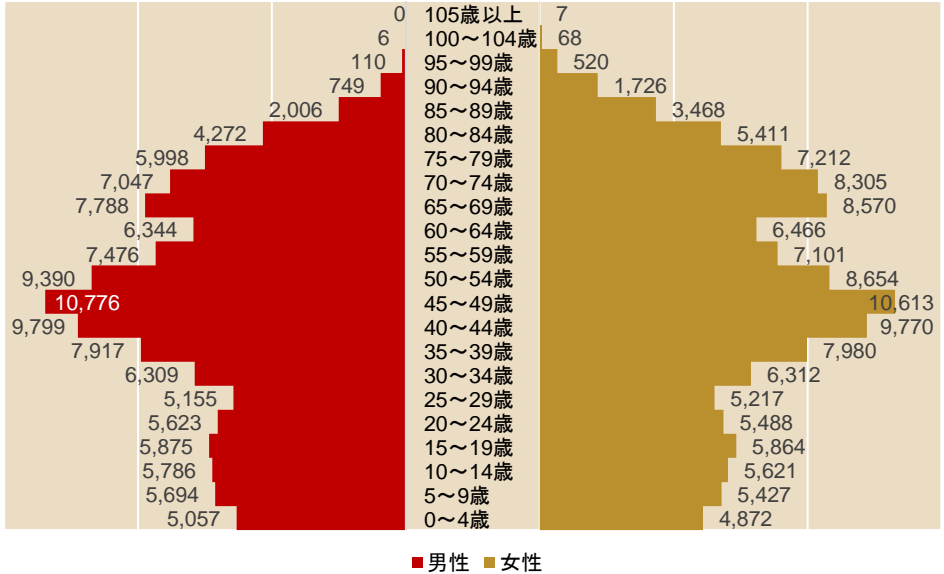
S.S 

参考図書

- 「LGBTQ を知っていますか？“みんなと違う”は“ヘン”じゃない」
監著：宝塚大学看護学部教授 日高 康晴
著：特定非営利活動法人 SHIP 代表 星野 慎二（少年写真新聞社）
- 「先生と親のための LGBT ガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」
著：やっぱ愛ダホ！idaho-net 代表 遠藤 まめた（合同出版）
- 「教科書にみる世界の性教育」
編著：橋本 紀子・池谷 壽夫・田代 美江子（かもがわ出版）

■ 茅ヶ崎市の高齢者の基礎データ

1. 茅ヶ崎市の人口構成(茅ヶ崎市住民基本台帳 2018年8月より)

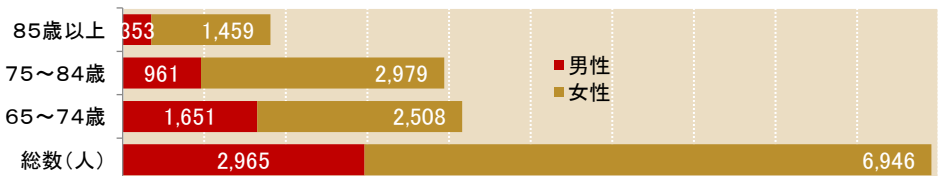


2. 国勢調査からみる茅ヶ崎市の高齢者 (2015年国勢調査より)

65歳以上の高齢者は59,592人(女性33,217人、男性26,375人)で、茅ヶ崎市の人口の24.9%を占める。

	男性				女性			
	総数	未婚	有配偶	離別死別	総数	未婚	有配偶	離別死別
25~34歳	12,012	6,880	4,512	138	12,053	5,571	5,970	289
35~44歳	18,976	5,593	12,285	593	18,879	3,676	13,924	1,053
45~54歳	17,925	3,838	12,801	947	17,156	2,176	13,173	1,656
55~64歳	13,335	1,662	10,562	912	13,886	822	11,144	1,834
65~74歳	14,966	836	12,626	1,357	17,055	600	12,460	3,847
75~84歳	9,041	180	7,562	1,193	11,140	341	5,374	5,158
85~94歳	2,264	23	1,556	634	4,501	142	694	3,464
95歳以上	104	-	39	60	521	15	15	452

3. 年齢別(5歳階級)、男女別高齢者単独世帯数(2015年10月1日現在)



■ 男女平等に関する国内外の法令等の概要

施行年	法令等名称	条文
1947	日本国憲法	第 14 条 第 1 項 第 24 条 第 2 項
1947	教育基本法	第 3 条(教育の機会均等)第 1 項
1947	労働基準法	第 4 条(男女同一賃金の原則)
1947	職業安定法	第 3 条(均等待遇)
採択 1948	世界人権宣言	第 2 条 第 1 項 第 7 条
採択 1951	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約	第 2 条 第 1 項
採択 1979	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	第 2 条 第 3 条
採択 1981	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	第 3 条 第 1 項
1986	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	第 2 条(基本的理念)第1項
採択 1989	児童の権利に関する条約	第 2 条 第1項
1999	男女共同参画社会基本法	第 3 条(男女の人権の尊重) 第 5 条(政策等の立案及び決定への共同参画)
2001	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	第 2 条(国及び地方公共団体の責務)
2003	次世代育成支援対策推進法	第 3 条(基本理念)
2015	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	第 2 条(基本原則)第 1 項・第 2 項・第 3 項
2018	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	第 2 条(基本原則)第 1 項・第 2 項・第 3 項

日本は家族主義、フランスは個人主義の国と言われる。ところが、フランスには、手厚い家族政策があり、フランスの個人主義はこの家族政策に支えられている。

家族政策は 19 世紀半ばから家族手当の支給で始まり、「子どものいる家庭」は優遇された。しかし、1960 年代、経済が拡大する中、政府の方針は、労働市場にそれまでの移民労働だけでなく、女性労働も引き出すように転換した。家庭にいた妻たちも社会に出て、働き出したのである。

そうした中、1970 年代には、ウーマン・リブ(女性解放)運動が起こった。自分たちの置かれた状況に目覚めた女性たちが自立を求め、たたかった。さすが、フランス革命の国か。運動は成果を勝ち取り、その後、「家庭にいる妻」は、ごく少数派になった。

数人の子どもをもつ母親が、子育て期間は、国の手厚い保護を受けて、専業主婦になる場合もある。しかし、その期間が過ぎれば、ほとんどが再就職し、仕事と家庭の両立をはかるようになる。だから、日本の状況は不思議がられる。夫の長時間労働に支えられた企業社会、なぜそれを黙認するのかと。

N.S 

■ 政策提案

① ジェンダー統計

茅ヶ崎の男女市民の現状が可視化され、市民ニーズがより判り、施策展開への可能性が持てるため、総合計画をはじめ各個別計画の計画作成時には、可能な限りジェンダー統計を取ることが必要。

② 相談事業に男女平等の視点

包括支援センターの福祉相談及び他の相談事業には、ジェンダー平等の視点を入れる。高齢者虐待等の一要因に性別役割が考察されるため、専門家等による研修を必須とする。またダブルケアやヤングケアラーへの施策も必要。

③ 地域包括支援センターと地域との連携

市内 12ヶ所に設置されている地域包括支援センターは、介護予防や生活システムの仕組みを創成する重要な拠点。医療と介護が持続可能であるための地区ボランティアの育成、自助・共助・互助を担う市民と公助の連携をマネジメントする男女共同参画(ジェンダー平等)の視点を持った人材育成が必要。

④ 格差の視点

人口減少、財政逼迫が前提とされる中、弱者切り捨てが懸念される。高齢者の中にも経済や健康による格差が進んでいる(老老格差)。格差の具体的内容の男女別調査が必要。

⑤ 生活困難な人々の就労支援

障がい者、生活困窮・困難者、生活保護者の経済的自立に絞った施策を、今後さらに障がいの特性や男女平等の視点を意識化して、ハローワークや企業と連携し成果をあげることが必要。

⑥ 高齢の生活困窮者への支援

高齢単身女性に対して必要に応じた健康、生活、金銭に関する相談窓口の開設。生活保護受給者のうち男性については、健康管理および日常生活指導が必要。

⑦ 性的少数者

性的少数者に対する法整備が全くない現状を踏まえ、相談窓口設置やパートナーシップ証明書制度導入の検討が必要。

以上の政策提案が実現される事を、今後検証していく。

おわりに

最近TVの外車CMで「国籍、ジェンダー、年の差」ということばが普通に流されるようになりました。車も多様化に対応しているというメッセージかと思います。

このジェンダーの視点を政策全般に入れて制度的な保障を予算と共に作っていく男女平等(共同)参画政策のことを「ジェンダー主流化」と言います。この言葉は1995年北京での世界女性会議前後に周知されるようになりました。

ジェンダー予算を分析していくには、男女の現状がどうなっているのかという事実を数量的に把握するジェンダー(男女別)統計が必要となります。しかも、ただ単に男女別把握に留まらず、その統計を通して、男女の状況を分析する作業が伴います。政府からは『男女共同参画白書』が発行されていますが、基礎自治体レベルの市民&行政での発行は現在のところ知見されません。

今回の『茅ヶ崎ジェンダー白書 2018』では、このジェンダー統計を政策分野の1つである福祉系に絞ってみました。これは主要先進国の中で日本の貧困率は、アメリカに次いで第2位の16%程の高さであることと、格差への問題意識が私たちグループのテーマでもあることがその理由です。

作業としては、事務局担当の男女共同参画課を通して、福祉政策課、高齢福祉介護課、生活支援課、障害福祉課とのヒアリングを行いました。その際、発行した諸計画冊子や関連データを提出していただき、率直な意見交換の有意義な場となりました。ただジェンダー統計の視点がまだ一般化されているとは言えず、可視化できるものが限定されてしまったのは非常に残念な思いがいたしました。

最後に、市民の方に気楽に手にしていただくようコンパクトに作成したこの小冊子は、国連で採択された、SDGs「誰一人置き去りにしない持続可能なまちづくり」の5番目の目標にある「ジェンダー平等を実現しよう」に沿ったものであることも付記させていただきます。

データから読む茅ヶ崎の現状

茅ヶ崎ジェンダー白書 2018

発行日 2018年12月

企画・編集 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体
ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会
tjyymatsu03@gmail.com

協力 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
danjo@city.chigasaki.kanagawa.jp

データ提供 茅ヶ崎市